

千葉市政担当記者 様

平成20年 8月27日  
保健福祉局 高齢福祉課  
電話 245-5167  
消防局 指令課  
電話 202-1671

### 災害時要援護者名簿システムの運用開始について

災害発生時に自力で避難できない高齢者や障害者などを把握する、「災害時要援護者名簿システム」が完成し、9月1日から消防局で運用を開始するのでお知らせします。

#### 1 消防局での活用方法

災害時要援護者名簿システムで集約された要援護者データを、消防局の指令管制システムに取り込み、火災、風水害等の災害時に、災害地点から一定範囲の要援護者を指令管制システムの地図表示画面に表示し、現場の隊員に指示を出すことで要援護者の安全を確保する。

#### 2 消防局に提供する要援護者情報（数値は、平成20年8月5日現在）

- |                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| (1) ひとり暮らし高齢者のうち自立歩行が困難な者       | 222人      |
| (2) 要介護状態区分3～5の認定者              | 6,181人    |
| (3) 障害程度等級1級～3級の身体障害者及び重度の知的障害者 | 5,580人    |
| (4) 上記(1)～(3)の要件に複数該当する者        | 3,070人    |
|                                 | 計 15,053人 |

※ 今後、データは定期的に更新する。

◎ 消防局指令課で、平成20年8月29日（金）午後3時より実際にディスプレイを使用して説明（5分程度）しますので、取材される方はお越しく下さい。